

役員等の報酬及び費用弁償等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会（以下「当法人」という。）における役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 当法人は、役員に対して次のとおり報酬を支給する。

(1) 会長（週平均2日業務を執行）に対する報酬の額は、月額5万円とする。

(2) 監事に対する報酬の額は、日額1万円とする。ただし、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）に出席したときは、委員会運営規程の定めるところにより報酬を支給しない。

2 当法人の職員を兼務している常務理事に対しては、職員の給与に関する規程に基づき給与を支給することとし、本規程に基づく報酬は支給しない。

3 理事（会長及び常務理事を除く。）に対しては、報酬を支給しない。

4 評議員に対しては、定款の定めるところにより報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会又は評議員会等に出席したときは、費用弁償として交通費実費を支給する。

2 役員等が、会長の指示等により業務執行のため旅行したときは、職員の旅費に関する規程の例により交通費実費及び宿泊料等を費用弁償として支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月23日に開催される定時評議員会での議決の日をもって施行する。

2 社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会役員等の報酬及び費用弁償等規程（平成25年4月制定）は、廃止する。